

## 建設事業評価委員会の審議対象基準

		対象基準	評価の視点
建設事業	事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が 10 億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位計画等の位置付け</li> <li>・ 優先度</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策</li> <li>・ 代替案との比較検討 など</li> </ul>
	再評価	府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業</li> <li>・ 事業採択後 10 年間（但し、標準工期が 5 年未満の事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業</li> <li>・ 事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗状況</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策 など</li> </ul>
	(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5 年）が経過している事業	
	事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後概ね 5 年程度経過した事業のうち代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析など</li> </ul>
主要プロジェクト	事前評価	府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、事業着手前の事業計画策定段階のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府が関与する理由</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 採算性</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策</li> <li>・ 代替案との比較検討 など</li> </ul>
	事中評価	府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、現に実施中の事業で、府において見直し案を策定したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府が関与する理由</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 採算性</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策</li> <li>・ 代替案との比較検討 など</li> </ul>